

特定空家等調査部会の設置について

特定空家等調査部会 部会編成方針

1. 設置目的

- ・本専門部会は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」という）に基づき、特定空家等に関する判定及び措置に必要な事項等を調査するために設置する。
- ・本専門部会において、栗東市空家等対策計画にて記載の特定空家等の判定及び特定空家等に対する措置に関し必要な事項の調査を行う。

2. 組織編制に向けた基本方針

(1) 設置根拠の考え方

- ・施行規則第 18 条に定める専門部会として特定空家等調査部会を設置する。

(2) 専門部会の組織

- ・専門部会の組織については、栗東市空家等対策条例施行規則（以下、「施行規則」という）第 18 条に基づき専門部会を設置する。
- ・平成 30 年 7 月 31 日の協議会において、事務局からの空家等対策計画（案）の説明にあわせ、本専門部会の主な役割や人選案等を説明している。本来であれば、施行規則第 13 条の規定に基づき、協議会において専門部会の設置について協議するところではあるが、特定空家等に係るガイドライン等の策定作業を早急に進める必要があることから、協議会を代表し、会務を総理する会長の承認により専門部会を設置し、改めて協議会で専門部会について報告するものとする。

(参考) 栗東市空家等対策計画 P39 『特定空家等に対する措置などの実施体制』

